

日行連発第452号
令和3年7月16日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊

新型コロナウイルス感染症対策としての職場における積極的な検査等の実施について

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

標記の件につきましては、令和3年6月8日付け・日行連発第285号にて、総務省からの協力要請により、所属会員への周知依頼をさせていただいておりました。この度、当該文書に添付いたしました「職場における積極的な検査等の実施手順」の第2版が総務省より提供されましたので、ご連絡申し上げます。

今般のご案内では、事業所内に診療所が所在しない場合の職場での検査実施にあたって、検査を管理する従業員がいることや連携医療機関の名称などについての確認書を医薬品卸売販売業者に提出することで、抗原簡易キット^{※1}を購入できることとなりますので、貴会におかれましても別添の実施手順を参考にして積極的に検査等を実施いただくとともに、所属会員へのご周知をお願いいたします。

また、抗原簡易キットを購入されます場合には、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室の報告フォーム (<https://www13.webcas.net/form/pub/cas/form01>) へ購入個数等を報告する旨、総務省より連絡がありましたので、あわせて周知をお願いいたします。

度重なる依頼となりまして恐縮ではございますが、ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

以 上

〈別紙1〉 職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）

〈別紙2〉 確認書^{※2}

※1 抗原簡易キットについて

詳しくは、別紙1「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」P.3～、P.13～をご参照ください。なお、内閣官房の報告フォームについては、キットを活用した職場における現状把握を行うものであり、報告の有無がキットの購入可否に影響を与えるものではないとのことです。

※2 確認書について

抗原簡易キット購入時に医薬品卸売販売業者に提出するものです。詳しくは、別紙1「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」P.4～をご参照ください。